



広島県医師国保組合
☎ 082-258-3177

平成28年 医師国保組合保険料のお知らせ

平成28年4月から、下記のとおり、被保険者保険料額が変わりました。

後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わりました。

医療分保険料と第3種組合員保険料は変わりません。

1. 被保険者保険料月額 (一人あたり)

区 分	保険料 ①	後期高齢者 支援金分②	介護保険料分③	保険料月額 ①+②	介護2号被保険者 の保険料月額 ①+②+③
第1種組合員	19,000円	3,800円 ※1	4,100円 ※2	22,800円	26,900円
第2種組合員	13,000円			16,800円	20,900円
家 族	9,000円			12,800円	16,900円

※1 平成27年度は3,500円

※2 平成27年度は3,900円

◆介護2号被保険者について

介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の方のことで、加入する医療保険料に介護保険料を併せて納付することになっています。

介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、市・町において徴収されますので、医師国保へは医療分・後期高齢者支援金分の保険料を納めることになります。

◆後期高齢者支援金分保険料について

後期高齢者医療保険の支援と、病床転換支援金を75歳未満の方に負担してもらうため、加入する医療保険料に後期高齢者支援金分保険料を併せて納付することになっています。

医療保険者へ納付された介護保険料、後期高齢者支援金分保険料は、運営資金の一部としてそれぞれの保険者へ納められます。

2. 第3種組合員保険料月額 (一人あたり) 2,000円

第1種組合員(医師)であった方が、後期高齢者医療制度に加入し、医師国保の被保険者でなくなっても組合員として残ることを申し出た方の保険料です。

第3種組合員は、被保険者ではないため医療分や後期高齢者支援分などの保険料は賦課されません。

<その他4月から実施するお知らせ事項>

1. PET検診契約機関を追加します。
市立三次中央病院(三次市東酒屋町531)
2. 事業主健診結果提供にかかる情報提供手数料を増額します。
手数料1件当たり1,000円を2,000円に引き上げ
3. マイナンバー利用開始に伴い、以下の届書・申請書について個人番号を付加した様式に改定します。
 - 1号様式 被保険者資格取得届(組合員用)
 - 2号様式 被保険者資格取得届(家族追加用)
 - 3号様式 被保険者資格包括喪失届(包括喪失)
 - 4号様式 被保険者資格喪失届(家族喪失)
 - 5号様式 組合員住所/組合員・家族氏名変更届
 - 15号様式 被保険者証再交付申請書
 - 17号様式 高齢受給者証交付申請書
 - 23号様式 基準収入額適用申請書
 - 24号様式 療養費支給申請書
 - 25号様式 移送費支給申請書
 - 29号様式 高額療養費支給申請書
 - 30号様式 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
 - 32号様式 第三者行為による被害届
 - 33号様式 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
 - 34号様式 特定疾病療養受療証交付申請書

医師国保だより2016春第32号の訂正について

3月下旬に組合員の自宅あてにお送りしております「組合員資格等確認シート」の内容について、一部誤りがございました。お詫び申し上げます。

以下のとおり訂正しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

「組合員資格等確認シート」

(誤)

- 医師国保に加入している家族で、学生で暮らしていた者が卒業した
※組合員の元へ帰ってきた場合を除く

誤部分。一文不要でした。

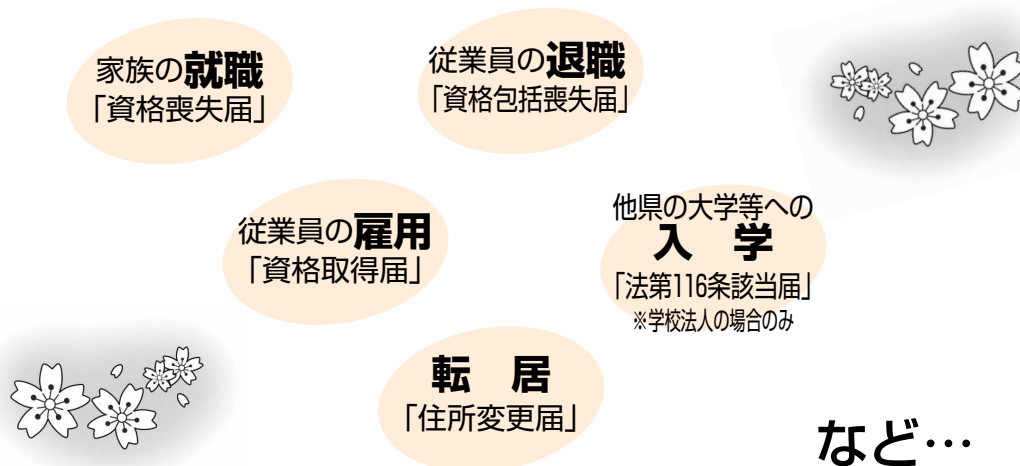
(正)

- 医師国保に加入している家族で、学生で暮らしていた者が卒業した
※組合員の元へ帰ってきた場合を除く

学校を卒業し組合員の元に戻ってきた場合、「法第116条非該当届」の手続きが必要です。

組合員や家族の異動はありませんか？

異動の多い時期です。届け出は14日以内をお願いします。




健康保険被保険者適用除外の承認を受けて医師国保に加入する方については「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を年金事務所に**14日以内**※に提出する必要があります。この場合は、早急に医師国保に書類を提出してください。

※適用除外を受けようとする日から14日以内
(H28. 4. 1より5日以内→14日以内へ変更となりました)

- 各種届書が必要な場合は、医師国保までご連絡ください。送付いたします。
- 資格取得、資格喪失、住所・氏名変更に関する届書（適用除外承認申請書を除く）は、医師国保日より2016春第32号と一緒にお送りした様式集をコピーしてお使いいただいても結構です。
- 「法第116条該当・非該当届」につきましては、本誌次ページをコピーしてお使いいただいても結構です。
届け出には、「該当」の場合は、被保険者証と在学証明書（ともにコピー不可）を添付してください。
「非該当」の場合は、被保険者証と学証と住民票（続柄が記載されており、下部分に「世帯全員の住民票の原本に相違ない」とかかかれているもの）を添付してください。

六号様式

常務理事	事務長	係員	被保険者	被保険者	交付年月日																																
					平成	年	月日																														
 国民健康保険法第116条 該当届 (就学中の被保険者の特例) 非該当																																					
被保険者証 記号番号	5				該当 非該当	年月日	平成 年 月 日																														
① 被保険者		氏名																																			
		住所 (下宿先)																																			
学 校		名称																																			
		所在地																																			
		修学年限	年間	在学年	年生																																
② 被保険者		氏名																																			
		住所 (下宿先)																																			
学 校		名称																																			
		所在地																																			
		修学年限	年間	在学年	年生																																
<p>上記のとおり届けます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">組 合 員</td> <td>住所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="4"></td> <td>TEL</td> <td>- -</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">医 療 機 関</td> <td>住所</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>代表組合員</td> <td colspan="4"></td> <td>TEL</td> <td>- -</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">広島県医師国民健康保険組合 殿</p>								組 合 員	住所							氏名					TEL	- -	医 療 機 関	住所							代表組合員					TEL	- -
組 合 員	住所																																				
	氏名					TEL	- -																														
医 療 機 関	住所																																				
	代表組合員					TEL	- -																														

- ・ 入学の場合は「該当」、卒業または退学の場合は「非該当」に○をしてください。
- ・ 「該当」の場合は、被保険者証と在学証明書を添えて届け出てください。
- ・ 「非該当」の場合は被保険者証と☉証と住民票(続柄が記載されており、下部分に「世帯全員の住民票の原本に相違ない」とかかかれているもの)を添えて届け出てください。